

守ろう！環境マナー ごみの分別と出し方 ペットの飼い方

●問い合わせ 環境課生活環境室
☎53-2111 (内線3311)
または各支所地域振興課市民生活室



市HP関連ページ



きちんと分別、リサイクル

ごみは「ごみの分け方・出し方」の冊子をよく確認して、分別した状態でごみステーションに出してください。

冊子の中でよく分からない部分がある場合は、お問い合わせください。



「ごみの分け方・出し方」

資源ごみを大切に

お菓子の箱やトレットペーパーの芯などは紙でできているものが多くあります。持ち手も全て紙でできた紙袋に入れて、紙袋ごと紙ひもで十字に縛れば、紙ごみの日に出すことができます。

ペットボトルはラベルを剥いで、キャップを外し、中をよくすすいでからペットボトルの日に出しましょう。外したラベル・キャップはプラスチック製容器包装の収集日に出しましょう。

ごみステーションの使い方

ごみステーションはきれいに使いましょう。ルール違反でごみが回収されずに残された場合は、必ず出した本人が持ち帰り、ルールを守り、正しい収集日に出しましょう。

ごみステーションは町内や集落で管理しています。自身が利用できるごみステーションが分からない場合は区長やアパートの管理人に確認し、指定外のごみステーションにごみを出すことがないようにしてください。ごみステーションを間違えて利用した場合は不法投棄とみなされ罰せられる可能性があります。



動物の飼育は責任を持って

犬や猫を飼育している人は、動物が苦手な人もいることを理解し、他人に迷惑がからないようにしましょう。

犬を散歩させる時は必ずフンを持ち帰るよう準備してから出かけ、屋外に犬のフンを放置することがないようにしてください。

猫は新潟県の条例で室内飼育が推奨されています。屋外に猫を出すと、感染症や事故に遭う危険がありますので、室内での飼育を心がけてください。また、野良猫に餌を与えることは絶対にしないでください。その場合は猫の飼い主とみなされ、責任が生じます。餌付けされた猫は無秩序に数を増やしてしまい、近隣の住民に迷惑をかけてしまいます。かわいそうな猫を増やさないために野良猫に餌を与えるのは絶対にやめてください。

